事　務　連　絡
令和７年 12 月 25 日

都道府県
各　指定都市　障害福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度における令和７年度中に
報告すべき経営情報の対象について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成 30 年４月１日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の３の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成 30 年４月 23 日付障障発 0423 第１号）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示ししたところです。

障害福祉サービス等事業者による都道府県知事等への障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働令第 19 号）第 65 条の９の７及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 30 の３の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、３月以内に行うものとしておりますが、経過措置として、「令和６年度決算情報（※）」の報告

は、障害福祉サービス等事業者経営情報の報告期限を令和８年３月 31 日までとしております。

なお、「障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関するシステムの運用開始に係る対応等について（周知）」（令和７年９月１日付事務連絡）において、令和７年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報は、「令和６年度決算情報」とすることを周知させていただいております。

また、令和７年 12 月に決算を迎える事業所は、システムの仕様上、令和８年１月１日以降、「令和７年度決算情報」を報告する画面が表示されます（令和８年１月、令８年２月に決算を迎える事業所についても、決算月の翌月以降、同様の画面が表示されます）。

つきましては、各決算月に属する事業所の令和８年度までの報告スケジュールを別紙のとおりお示ししますので、御了知の上、管内の障害福祉サービス等事業所へ周知をお願いいたします。

（※）経営情報の見える化において、「令和Ｘ年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和Ｘ年に始まることといたします。

障害福祉サービス等情報公表制度における令和７年度中に報告すべき経営情報の対象について（周知） 別紙

		R7年度												R8年度												備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4※注4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	報告期間①	報告期間②	報告期間③
基本情報・運営情報	全法人共通		報告期間												報告期間											-	-	-
経営情報	１月決算					報告期間①　※注１								報告期間②　※注5												令和７年１月決算の報告	令和８年１月決算の報告	-
	２月決算					報告期間①　※注２								報告期間②　※注5												令和７年２月決算の報告	令和８年２月決算の報告	-
	３月決算					報告期間①								報告期間②												令和７年３月決算の報告	令和８年３月決算の報告	-
	４月決算														報告期間②											令和７年４月決算の報告	令和８年４月決算の報告	-
	５月決算															報告期間②										令和７年５月決算の報告	令和８年５月決算の報告	-
	６月決算																報告期間②									令和７年６月決算の報告	令和８年６月決算の報告	-
	７月決算																	報告期間②								令和７年７月決算の報告	令和８年７月決算の報告	-
	８月決算																		報告期間②							令和７年８月決算の報告	令和８年８月決算の報告	-
	９月決算																			報告期間②						令和７年９月決算の報告	令和８年９月決算の報告	-
	１０月決算																				報告期間②					令和７年１０月決算の報告	令和８年１０月決算の報告	-
	１１月決算																					報告期間②				令和７年１１月決算の報告	令和８年１１月決算の報告	-
	１２月決算					報告期間①　※注３								報告期間②　※注5									報告期間③			令和６年１２月決算の報告	令和７年１２月決算の報告	令和８年１２月決算の報告

※　注１：令和８年２月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和８年３月末までに「令和６年度（2024年度）決算情報」を入力してください。また、「令和７年度（2025年度）決算情報」については、令和８年４月～６月の間に入力してください。

※　注２：令和８年３月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和８年３月末までに「令和６年度（2024年度）決算情報」を入力してください。また、「令和７年度（2025年度）決算情報」については、令和８年４月～６月の間に入力してください。

※　注３：令和８年１月より、システム上、入力する画面には、会計年度が「2025年度」と表示されますが、令和８年３月末までに「令和６年度（2024年度）決算情報」を入力してください。また、「令和７年度（2025年度）決算情報」については、令和８年４月～６月の間に入力してください。

※　注４：令和８年４月当初時点で、会計年度が「2025年度」として報告されている情報は、会計年度が「2024年度」として報告されたものとなるように、システム側で一括してデータ移行を行いますので、注１～３において、会計年度が「2025年度」と表示されている状態であっても、「令和６年度（2024年度）決算情報」を入力し、報告期限を迎えた後は、「2024年度」に報告されたものとして扱われます。

※　注５：注４に記載の処理を行うため、決算月が12月～２月の事業所における「令和７年度（2025年度）決算情報」の報告期間の一部が「令和６年度（2024年度）決算情報」の報告期間と重複してしまうため、特例措置として「令和７年度（2025年度）決算情報」に限り、その報告期間を令和８年４月～６月の３月間とします。